

改定概要

国土交通省では、令和8年度土木工事標準積算基準書等の改定を令和8年4月1日に行うが、本県では、令和8年10月1日に改定を行っている。ただし、物価調査会・経済調査会から単価提供を受け、積算システムの毎月の単価に反映される項目（標準単価・市場単価）等については、前倒しで適用するよう改定する。

1 土木工事標準積算基準書

1) 鋼材単価

国土交通省が示す最新の鋼材単価（副資材費）を適用する。

	現行	改定
副資材費	18,200 円/ t	19,700 円/ t

(1) 標準単価・市場単価

季刊誌「土木コスト情報（4月号春）」、「土木施工単価（4月号春）」の改定を反映する。

土木工事標準単価

- ・ 区画線工 変更
- ・ 高視認性区画線工 変更
- ・ 構造物とりこわし工 変更

土木工事市場単価

- ・ 鉄筋工（太径鉄筋含む） 廃止（※1）
- ・ 鉄筋工（ガス圧接工） 廃止
- ・ 軟弱地盤処理工 廃止
- ・ インターロッキングブロック工 変更
- ・ 橋梁付属物工 変更
- ・ 薄層カラー舗装工 変更

廃止される上記3工種の市場単価に関する基準書の記載については、廃止として扱う。（廃止と解釈して読み替える）

なお、廃止単価については、静岡県積算基準決定要領第3「積算基準の決定」に基づき、必要に応じて国の各省庁が示す標準積算基準（土木工事標準歩掛等）を使用すること。

（※1）施工パッケージに組み込まれている市場単価「鉄筋工」については、県積算基準の改定（R8.10 予定）までの間、暫定対応として、国交省所管の「令和8年度土木工事標準歩掛（第2編5章コンクリート工⑥鉄筋工）」から算出した単価を使用することとする。

2 土木工事積算資料

1) 橋梁工事における諸経費一覧表

PC板の材料費にかかる判例を追加。

3 適用時期

令和8年4月1日以降に積算するものから適用する。